

平成23年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費  
1項 商業費  
4目 貿易振興費

経済通商総室[通商物流室] (内線: 7659)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 境港大量貨物誘致促進支援事業	22,500	(債務負担行為額 60,000) 30,000	(債務負担行為額 60,000) 52,500				(債務負担行為額 60,000) 30,000	
トータルコスト	23,299	30,000	53,299	(補正に係る主な業務内容) 補助事業認定、補助金交付事務				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	境港の物流拠点化: 境港コンテナ取扱量増加 (貨物取扱量 目標 5,200千トン、コンテナ取扱量 目標 21,900TEU)							

説明

1 事業の目的・概要

境港の定期航路(中国航路、韓国航路、環日本海圏航路)を利用して新規に大量貨物(定期的に一定量以上)を輸送する荷主に対し、輸送経費の一部を一定期間助成する。

当該事業をきっかけとして他港から境港への振替や新規利用につながっており、これらの状況を踏まえ、平成23年度も追加認定を認めることとし、その経費を補正するもの。

(現計予算)平成22年度認定分 500TEU×15千円×3社分=22,500千円

(補正予算)平成23年度認定分 500TEU×15千円×4社分=30,000千円

2 主な事業内容

(1) 補助対象者及び貨物の要件

境港における全体貨物量が認定前年度比で100TEU以上増加する荷主で、かつ次の貨物が年間100TEU以上である者。

荷主の区分	該当する貨物
境港を新規に利用する荷主	境港を利用した全ての貨物
既に境港を利用している荷主	①他港から境港にシフトした貨物 ②取扱を開始した貨物で、境港を利用した貨物

※境港の既存利用航路から他の境港航路へのシフトした場合は対象外。認定前年度とは、認定前12ヶ月とする。

(注) TEU=20フィートコンテナ(約6m)

(2) 補助内容

認定期間: 平成22年度から24年度

支援対象: 県知事の事業認定を受けた荷主

支援期間: 最大3年間(平成26年度3月末限り)

平成23年度4月1日認定・事業開始の場合、最大36ヶ月(1年毎の実績払い)。→補助対象は平成26年3月末限りとする。

ただし、当該年度でも要件(100TEU以上/12ヶ月)を満たせば払いは可能。

補助内容: 1TEU当たり15,000円(年間上限500TEU)

限度額: 750万円(1事業者当たり年間補助限度額)

3 これまでの取り組み状況、改善点

当該事業を活用した境港の大量貨物確保が進展しつつあり、当該制度の継続により、更なる境港利用促進を図る必要がある。

<事業認定11件 2,895TEU、H23.3.31時点>